

平成十五年政令第三百二十四号

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令

内閣は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九号(十二号)第六条第一項各号、第七条第一項、第四号)及び第六項並びに第八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(地震防災上緊急に整備すべき施設等)

第一条 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九号(十二号)第六条第一項各号、第七条第一項、第四号)第五条第一項第一号の政令で定める施設等は、次のとおりとする。

第一次に掲げる施設等で該施設等に関する主務大臣が定める基準に適合するもの

イ 避難場所

ロ、消防団による避難誘導のための拠点施設

ハ、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第四十五条第一項に規定する緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設その他消防用施設で総務大臣が定めるもの

二 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

ホ、老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他公共空地又は建築物

ヘ、緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項第二号の外郭施設、同項第三号の係留施設及び同項第四号の臨港交通施設に限る。)又は漁港施設(漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第二百三十七号)第三条第一号イの外郭施設、同号の係留施設及び同条第二号イの輸送施設に限る。)

ト 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)第二条第五項に規定する共同溝、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第二条第三項に規定する電線共同溝その他の電線、水管等の公益物件を地下に収容するための施設

チ、津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するもの

するため必要な海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設、河川法(昭和三十九年法律第六百一十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設又は津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)第二条第十項に規定する津波防護施設

リ 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一

十六条法律第二百四十九号)第四十一条第一項に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律(昭和四十年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩れ防止施設、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの

又は補強を要するもの

(1) 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関

(2) 国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療若しくは夜間診療を行っている病院又は救急医療に係る高度の医療を提供している病院(これらの病院のうち、医療法第七条の第二項各号に掲げる者が開設するものを除く。)

(3) 社会福祉施設(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第一項に規定する社会福祉事業の經營に係る施設をいう。第七条第一号において同じ。)

(4) 公立の小学校、中学校、義務教育学

(5) 不特定かつ多数の者が利用する公的建物

ル 農業用排水施設であるため池で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路

ヲ 地震災害時において災害応急対策の要するもの

として機能する地域防災拠点施設

ワ 地震災害時ににおいて迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うため必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

エ 地震災害時ににおいて飲料水、食糧、電源その他被災者の生活に不可欠なものと確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食糧の備蓄倉庫、自家発電設備

オ その他の施設又は設備

ヨ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

タ 地震災害時ににおいて負傷者を一時的に収容し、及び保護するための救護設備その他

の地震災害時ににおける応急的な措置に必要な設備又は資機材

シ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

ス 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

リ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

ヌ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

ヲ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

メ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

ソ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

ハ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

ナ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

メ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

ク 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

レ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

ス 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

リ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

テ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

ノ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

メ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

ク 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

レ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

ス 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

リ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

メ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

ク 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

レ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

ス 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

リ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

メ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

ク 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

レ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

ス 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

リ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

メ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

ク 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

レ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

ス 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

リ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

メ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

ク 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

レ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

ス 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

リ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

メ 地震災害時ににおける応急的な措置に必要な施設又は設備

九 軌道法(大正十年法律第七十六号)第三条の特許に係る運輸事業

十 上海運送法(昭和二十四年法律第七百八十七号)第二条第一項に規定する一般旅客定期航路事業又は同法第二十二条第一項に規定する旅客定期航路事業

十一 道路運送法(昭和二十六年法律第七百八十三号)第三条第一号イの一般乗合旅客自動車の用途に供されているもので、当該用途に供する旅客不定期航路事業

一二 航路事業

三 さされている部分の収容人員(同令第一條の二の三項第一号イに規定する収容人員をいう。)の合計が三十人以上のもの(その一部が同表(五)項口に掲げる防火対象物の用途に供されていいる複合用途防火対象物にあっては、当該用途に供されている部分を除く。)

四 火薬類取締法(昭和二十五年法律第二百四十九号)第三条の許可に係る製造所

五 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第一項の許可に係る事業所(不活性ガスのみの製造に係る事業所を除く。)

六 毒物又は劇物(液体又は気体のものに限り、以下この号において同じ。)を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設(当該施設において通常貯蔵し、又は一日に通常製造し、若しくは取り扱う毒物又は劇物の総トン数が、毒物にあっては二十トン以上、劇物にあっては二百トン以上のものに限る。)

七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第二百六十六号)第三条第二項第二号の製錬施設、同法第三十三条第二項第二号の加工施設、同法第二十条第二項第二号の再処理施設又は核原料物質を取り扱う同法第五十二条第二項第十号の使用施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号の再処理施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年法律第三百二十四号)第三条に規定する防護対象特定核燃料物質を取り扱う同法第五十二条第二項第十号の使用施設等

八 石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地、広場その他の公共空地

運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）
 十三、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する施設）
 十四、授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第一百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）第八条第二十八项に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九项に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七项に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十八项に規定する福祉ホーム又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設

十五、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第一項に規定する鉱山
 十六、貯木場（港湾法第二条第五項第八号の保管施設であるものに限る。）
 十七、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物で内閣府令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覽に供する事業（当該事業の用に供する敷地の規模が一万平方メートル以上のものに限る。）
 十八、道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第一条第一項に規定する道路で地方道路公事が管理するもの又は道路運送法第二条第八項に規定する一般自動車道
 十九、放送法（昭和二十五年法律第二百三十二条第二号に規定する基幹放送の業務）

（対策計画に定めるべき事項）
第五条 法第七条第四項の政令で定める事項は、当該施設又は事業についての南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項とする。

（対策計画の届出等の手続）
第六条 法第七条第六項の規定による対策計画の届出及びその写しの送付並びに法第八条第二項の規定による南海トラフ地震防災規程の写しの送付は、内閣府令で定めるところにより、団体その他の必要な書類を添付して行うものとす。

（迅速な避難の確保を図るために配慮を要する者が利用する施設）
第七条 法第十二条第一項第四号の政令で定める高齢者、障害者、乳幼児又は児童が通所入所又は入居をする社会福祉施設その他これに類する施設は、次に掲げるものとする。
 一、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）又は特別支援学校
 二、病院、診療所又は助産所
 三、病院、診療所又は助産所
 （津波避難対策緊急事業に係る交付金等）
第八条 法第十三条第三項の政令で定める交付金は、次に掲げるものとする。
 一、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九十六条第二項に規定する交付金
 二、地域再生法（平成十七年法律第二十四条）第十三条第一項に規定する交付金（同法第五条第四項第一号に掲げる事業に要する経費に充てるための交付金で、当該工場等（工場、作業場又は事業場をいう。以下この号において同じ。）以外の工場等で当該工場等（工場、作業場又は事業場をいう。以下この号において同じ。）において同じ。）の数が千人以上のもの（危険物等の範囲）
 三、石油パイプライン事業（昭和四十七年法律第一百五号）第二条第三項に規定する石油パイプライン事業
 四、消防法第二条第七項に規定する危険物（消防法第七条第一項第二号の政令で定めるもの以外のものに限る。）
 五、同条第二項に規定する劇物
 六、原子力基本法（昭和三十年法律第一百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質
 七、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は圧ガス以外のものに限る。）とする。

（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十五年七月二十五日）から施行する。

附 則 （平成一五年一二月三日政令第四号）抄
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十五年七月二十五日）から施行する。

附 則 （平成一六年二月六日政令第一九号）抄
第一条 この政令は、消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年六月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十七年十二月一日から施行する。

附 則 （平成一六年七月九日政令第二二号）抄
第一条 この政令は、平成十七年八月一五日政令第二六条及び第八条の規定（平成十六年八月一日以後の適用）並びに附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年六月一日）から施行する。

附 則 （平成一七年八月一五日政令第二五号）抄
第一条 この政令は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則 （平成一七年八月一五日政令第二八二号）抄
第一条 この政令は、平成十七年十二月一日から施行する。

附 則 （平成一七年八月一五日政令第二五号）抄
第一条 この政令は、平成十七年九月一日から施行する。

附 則 （平成一七年一月二日政令第三三三号）抄
第一条 この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する

法律の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。	附 則（平成一八年三月三一日政令第一） 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。	（施行期日） 抄
この政令は、道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。	附 則（平成一八年八月一八日政令第二） 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。	（施行期日） 抄
この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。	附 則（平成一八年九月二六日政令第三） 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。	（施行期日） 抄
この政令は、平成十九年四月一日から施行する。	附 則（平成一九年六月一三日政令第一） 第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。	（施行期日） 抄
この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十一月二十六日）から施行する。	附 則（平成一三年六月一四日政令第一） 第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。）の施行の日（平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。	（施行期日） 抄
この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。	附 則（平成一三年九月二二日政令第二） 第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。	（施行期日） 抄
この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。	附 則（平成一三年二月二日政令第三） 第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。	（施行期日） 抄
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。	附 則（平成一八年八月一八日政令第二） 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。	（施行期日） 抄
この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。	附 則（平成一八年九月二六日政令第三） 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。	（施行期日） 抄
この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。	附 則（平成一九年六月一三日政令第一） 第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。	（施行期日） 抄
この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。	附 則（平成一九年二月一二日政令第二） 第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。	（施行期日） 抄
この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。	附 則（平成一九年六月一三日政令第一） 第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。	（施行期日） 抄
この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。	附 則（平成一九年六月一三日政令第一） 第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。	（施行期日） 抄
この政令は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。	附 則（平成二五年一月二七日政令第一） 第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。	（施行期日） 抄
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。	附 則（平成二七年一月二六日政令第一） 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。	（施行期日） 抄
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。	附 則（平成二七年一月一六日政令第二） 第一条 この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。	（施行期日） 抄
この政令は、令和四年四月一日から施行する。	附 則（令和三年七月一四日政令第二〇五号） 第一条 この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。	（施行期日） 抄
この政令は、令和四年四月一日から施行する。	附 則（令和四年三月三一日政令第一六三号） 第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。	（施行期日） 抄
この政令は、令和六年四月一日から施行する。	附 則（令和五年四月七日政令第一六四号） 第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。	（施行期日） 抄

施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
この政令は、公布の日から施行する。

組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。
この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。